

株式会社廿日市カープタクシーの車庫について

1 案の要旨

令和4年度から廿日市さくらバス宮内ルート及び西循環を運行する株式会社廿日市カープタクシーのバス車両の車庫について、所在地を廿日市市宮園上三丁目9-22に定める。

2 案の理由

他に適当なバス車両の保管場所がないため。

3 案の内容

廿日市さくらバス宮内ルート及び西循環の運行事業者を広島電鉄株式会社から株式会社廿日市カープタクシーへ変更（令和3年度第2回公共交通協議会において合意済）するに当たり、バス車両の保管場所については、引き続き現在の広島電鉄株式会社の車庫を株式会社廿日市カープタクシーの車庫として使用する。

（別紙「営業所・車庫位置図」参照）

4 実施予定日

令和4年4月1日（木）

営業所・車庫位置図

